

証券コード 2334  
平成30年6月12日

## 株主各位

東京都港区高輪三丁目5番23号  
株式会社イオーレ  
代表取締役社長 吉田直人

### 第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月26日（火曜日）午後6時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

#### 記

1. 日 時 平成30年6月27日（水曜日）午前10時  
(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都港区高輪三丁目13番3号  
SHINAGAWA GOOS 1階  
TKPガーデンシティ品川 アネモネ  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目 的 事 項  
報 告 事 項 第17期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項  
議 案 取締役5名選任の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.eole.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事 業 報 告

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済対策及び日銀の金融政策による企業収益の改善を背景とした雇用・所得環境の継続的な向上を受けて、個人消費にも持ち直しの動きが見られるなど、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、海外の政治情勢や経済情勢の不確実性や金融資本市場の変動による影響も懸念され、依然として先行き不透明な状況にあります。

当社が属するインターネット分野におきましては、平成29年度のスマートフォン出荷台数は前年比8.7%増の3,199.4万台と平成24年を抜いて過去最高の出荷実績となりました（株式会社MM総研調べ、平成30年2月現在）。今後も、スマートフォンの出荷台数及び高性能化が続くと考えられ、インターネットを利用するシーンが増加していくと予想されます。これに伴い当社が事業展開するインターネット広告市場も、平成29年のインターネット広告費が1兆5,094億円（前年比15.2%増）となり、特に運用型広告が9,400億円（前年比27.3%増）と成長するなど、好調に推移しております（株式会社電通「2017年 日本の広告費」）。また、求人広告市場におきましても、有効求人倍率の上昇の後押しを受け、求人メディア全体の求人広告件数が平成30年3月において150万2千件（前年同月比16.4%増）と求人広告市場が好調に推移しており、その中でも求人サイトへの掲載件数は同月において105万件（前年同月比34.3%増）となっております（全国求人情報協会「求人広告掲載件数集計結果」）。

このような環境の下、運用型広告である「pinpoint」が好調に推移するなど業績を牽引しました。また、自社メディアとして運営している「らくらく連絡網」、「ガクバアルバイト」、「らくらくアルバイト」においてはアプリケーションの機能向上、既存ユーザーの利便性の向上を図り、「その他」に含まれている「他媒体広告」においてはフィードシステムの構築・運用を展開してまいりました。

当事業年度においては、「らくらく連絡網」は平成30年3月にAndroid版アプリのフルリニューアル、iOS版アプリにおいてもトーク機能の充実化など団体活

動に取り組むユーザーのコミュニケーションをよりスムーズにすることを目的に利便性の向上させる施策を行った結果、堅調に拡大し、会員数は662万人、アプリ会員数は148万人、有効団体数は38万団体となりました。また、「pinpoint」においては平成29年10月に、「pinpoint」をベースとした『Shufoo! Audience Targeting Ad (シュフー・オーディエンス・ターゲティングアド)』が凸版印刷株式会社からリリースされるなど取り組みが進捗しております。さらに、「ガクバアルバイト」の平成30年3月期における新規登録者数は8万人、「らくらくアルバイト」の平成30年3月末時点での会員数は126万人となり、求人応募の母集団は堅調に増加しております。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,550,507千円(前年同期比33.9%増)、営業利益は169,631千円(前年同期比46.0%増)、経常利益は155,202千円(前年同期比38.0%増)、当期純利益は91,021千円(前年同期比28.7%減)となりました。

なお、当社は、インターネットメディア関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は116,996千円であり、その主なものは、「らくらく連絡網」のアプリ追加機能や「らくらくアルバイト」の開発等110,694千円に係るソフトウェアであります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

## (3) 資金調達の状況

当社は平成29年12月15日に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資により、総額243,432千円の資金調達を行いました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

回次	第14期	第15期	第16期	第17期 (当事業年度)
決算年月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
売上高(千円)	773,060	950,277	1,157,990	1,550,507
経常利益(千円)	11,497	14,514	112,456	155,202
当期純利益(千円)	9,117	△159,952	127,577	91,021
1株当たり当期純利益(円)	665.60	△112.28	83.94	47.24
総資産額(千円)	669,675	626,910	706,400	1,433,406
純資産額(千円)	250,803	191,351	318,928	1,084,259
1株当たり純資産額(円)	16,921.00	115.42	199.36	469.64

(注) 1. △印は、損失を示しております。

2. 当社は、平成29年8月29日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第15期の期首に株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## (5) 対処すべき課題

当社は、以下を重点課題とし、事業基盤の整備、組織能力の拡充・強化を通じて、更なる成長が可能な企業体質の強化を進めてまいります。

### (I) 事業基盤の整備

① ユーザビリティの向上、新規機能の追加等によるユーザー基盤の拡大・強化  
会員の増加及び活性化を図り事業規模を拡大していくには、会員満足度の向上と新しいユーザー エクスペリエンスの提供を図ることが必須の経営課題であると考えております。会員の皆様にこれからも「安心」「安全」でより「便利」なサービスを提供するために、ユーザビリティの向上、機能やサービスの追加、個人情報保護の安全性強化、広告量の最適化等、会員満足度の向上を全社的な課題とし、継続して取り組んでまいります。

### ② スマートフォン・多機能型タブレット端末向けサービスの拡充

近年、インターネットへの接続環境は多様化が進んでおり、特にスマートフォンや多機能型タブレット端末等のモバイルインターネットがインターネットの領域を拡大させております。

当社は、平成26年3月に「らくらく連絡網」のスマートフォン向けアプリをリリースし、平成28年2月にiOS版アプリ、3月にアンドロイド版アプリのリニューアルを行うなど、スマートフォン・多機能型タブレット端末向けサービスの拡充を図ってまいりましたが、今後ともこれらの端末に最適化されたサービスを拡充することが経営課題と捉えております。

### ③ 技術革新への対応

当社は、インターネットメディア市場において事業を展開しており、最先端のアドテクノロジーへの対応に注力しておりますが、当市場では技術革新が著しく、先端的なテクノロジーを基盤にした新規サービスや新たなインターネット端末等の技術革新、検索エンジンアルゴリズムの変更等に対して適時に対応を進めることが、事業展開上の重要な要素であると認識しております。

当社は、これらの技術革新に積極的な対応を図るべく、エンジニアの採用・育成等に取り組んでまいります。

### ④ 新サービスの展開

当社は、およそ660万人の会員を擁する「らくらく連絡網」のデータベースを活用することにより、インターネットメディアに関連するサービスを提供しており、その中でも「pinpoint」、「ガクバアルバイト」、「らくらくアルバイト」などは重要な収益基盤となっております。

当社は、収益基盤のさらなる拡充のため、今後も既存サービスの充実に加えて、新規サービスや周辺事業への展開を図ることで、既存ユーザーへの付加価値の提供、新規ユーザーの獲得を図りつつ、データサプライヤーとのアライアンスやパートナーブルクリを推進し、新しい収益基盤となるサービスを提供してまいります。

#### ⑤ 情報管理体制の強化

当社は、個人情報を扱う企業であり、個人情報の保護をはじめとした情報管理が常に経営上の大きな取り組み課題と考えております。

当社では、個人情報等の機密情報について、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備、プライバシーマーク制度の認証取得等により、情報管理の徹底を図っておりますが、今後も引き続き、情報管理体制の強化を図ってまいります。

#### ⑥ システムの安定性確保

当社は、「らくらく連絡網」など、ユーザーの社会活動に大きく関わるサービスをインターネット上にて提供しており、サービス提供に係るシステム稼働の安定性を確保することが経営上の重要な課題であると認識しております。そのため、サーバー設備の強化や負荷分散システムの導入が必要不可欠であると認識しております。

今後につきましても、ユーザー数増加や新規事業の立ち上がり等に伴うアクセス数の増加を考慮し、継続的かつ適時適切な設備投資を行うことで、システムの安定性確保に取り組んでまいります。

#### ⑦ 知名度・コーポレートブランド価値の向上

当社の提供する各サービスの利用拡大と継続的な企業価値の向上を実現していくためには、サービス自体が利用者の皆様に愛されるものであることに加え、各サービスの知名度や安心感を得るため、当社のコーポレートブランド価値の向上も不可欠であると考えております。事業を支える優秀な人材の獲得や他社との提携等をより有利に進めるためにも、当社では、今後も、費用対効果を見極めながら広告宣伝活動及び広報活動に積極的に取り組んでまいります。

## (II) 組織能力の拡充・強化

### ① 優秀な人材の確保

「らくらく連絡網」を中心とした事業におきましては、営業活動、各種サービスの企画開発及びシステム開発、運用を自社内で行っております。今後も他社との競争に負けない様々なサービスの提供を行い、新しい収益基盤の構築を通じた事業規模の拡大を目指すためには、専門性あるいはポテンシャルの高い優秀な人材の獲得が重要な課題であると認識しております。同時に、その人材が自己の能力を最大限に発揮し、さらに成長し続けることができるようなマネジメント体制や教育体制の構築、運営を積極的に実施していくことが重要であると認識しております。

### ② 経営管理体制の構築

当社は、今後も事業の拡大を図るにあたり、継続的に社員が増加していく中、事業をより効率的かつ安定的に運営していくために、業務の標準化と効率化を進め、コーポレート・ガバナンス機能、コンプライアンス体制の更なる強化や、内部統制システムの整備・充実の継続的な推進等、リスク管理体制を更に強化し、経営管理体制を構築していくことが重要であると認識しております。

会社の規模や成長に合わせ、適宜、ビジネスプロセスや意思決定プロセスの改善、組織体制の最適化を積極的に実施してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

### ① らくらく連絡網

当社サービスの中核となる「らくらく連絡網」は、団体やグループでの活動に必要な出欠確認や日程調整、アンケート等を、メールの一斉送信でカンタンに行うことができる無料のグループコミュニケーション支援サービスとして、スマートフォン、フィーチャーフォン、及びPC等、様々なデバイスに対応している他、スマートフォンアプリとしても展開しております。

### ② pinpoint

「pinpoint」は、当社及び提携パートナーが独自に保有する属性が明らかな1,000万人以上のユーザーデータや各媒体に蓄積されたユーザーデータを活用して、精密なセグメント設定によって本当に届けたいターゲット属性への広告配信を可能とするDSP（注）広告サービスであります。

### ③ ガクバアルバイト

「ガクバアルバイト」は、「らくらく連絡網」の中心的な利用者のひとつである大学生に特化したアルバイト求人情報提供サイトであります。

### ④ らくらくアルバイト

「らくらくアルバイト」は、アルバイト求人サイト運営企業と提携し、当該企業群が保持する全国のアルバイト求人情報をインポートしているアルバイト求人情報ポータルサイトであります。

(注) DSP（デマンドサイドプラットフォーム）とは、広告主の利益を最大化するために効率的にインターネット広告枠の買い付けをし、広告を配信するプラットフォームであります。

(8) 主要な事業所

本店：東京都港区高輪三丁目 5番23号 KDX高輪台ビル 9階

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
76名	10名増	32.6歳	3.9年

(注) 従業員数に臨時従業員の数は含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入金額

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	4,314千円

## 2. 株式に関する事項

- |              |            |
|--------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 6,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 2,302,900株 |
| (3) 株主数      | 1,407名     |
| (4) 大株主      |            |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
吉 田 直 人	640,200株	27.80%
株 式 会 社 五 六	210,800	9.15
株 式 会 社 凸 版 印 刷	145,000	6.30
株 式 会 社 KEI ア ド バ ン ス	100,000	4.34
株 式 会 社 ア ル フ ア ス テ ッ プ	82,500	3.58
阪 田 和 弘	77,500	3.37
本 郷 孔 洋	65,100	2.83
株 式 会 社 SBI 証 券	51,600	2.24
株 式 会 社 每 日 コ ム ネ ッ ト	50,000	2.17
Hongo holdings 株 式 会 社	43,500	1.89

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第2回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日	平成18年3月30日	平成23年6月9日
区分	取締役	取締役
保有者数	3名	1名
新株予約権の数	1,320個	200個
新株予約権の目的となる株式の数	132,000株	20,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価格	2,056円	無償
権利行使時1株当たりの行使価格	670円	670円
権利行使期間	平成18年5月21日から 平成38年3月31日まで	平成25年6月10日から 平成32年6月29日まで
新株予約権の行使の条件	(別記1)	(別記2)

(注) 1. 「第2回新株予約権」は旧商法下で発行されたものです。

2. 当社は、平成29年8月29日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は、「第2回新株予約権」が1,320株から132,000株に、「第5回新株予約権」が200株から20,000株に変更となっております。また、権利行使時1株当たりの行使価格は、67,000円から670円に変更となっております。

#### (別記1)

##### 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の所有者は、新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員、従業員、当社の企業公開業務支援者又は事業協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- ②相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。

(別記2)

新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の所有者は、新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- ②新株予約権の所有者は、当社株式が国内の証券取引所に上場されて6ヵ月以上経過しなければ、権利の行使ができないものとする。
- ③相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。
- ④租税特別措置法第29条ノ2に規定する税制の優遇措置を適用する新株予約権の行使にあたっては、以下の定めにしたがうものとする。
  - 1) 権利行使にかかる年間の払込金の合計額が1,200万円を超えないこと
  - 2) 権利行使により取得した株式が第5回新株予約権割当契約書の定めにより開設される当社の指定する証券会社の当該新株予約権の所有者本人名義の株式保護預り口座に保護預りされること

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	吉 田 直 人	株式会社五六 代表取締役
専務取締役	小 川 誠	事業統括部管掌・メディア営業部管掌
取 締 役	一 條 武 久	第1技術開発部管掌・第2技術開発部管掌
取 締 役	中 井 陽 子	経営管理部管掌 株式会社リフト 代表取締役
常勤監査役	秋 本 実	
監 査 役	大 山 亨	有限会社セイレーン 代表取締役 株式会社トラスティ・コンサルティング 代表取締役 株式会社ダブルイノベーションキャピタル 代表取締役 株式会社リッチメディア 取締役 ワインテスト株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社アールエイジ 社外取締役（監査等委員） IG証券株式会社 監査役 フィンテックグローバル株式会社 社外監査役 株式会社インサイト 社外監査役 株式会社アズ企画設計 社外監査役
監 査 役	田 島 正 広	田島・寺西法律事務所 代表 フェアリンクスコンサルティング株式会社 代表取締役

- (注) 1. 監査役の秋本実氏、大山亨氏及び田島正広氏は、社外監査役であります。
2. 当社は監査役の秋本実氏、大山亨氏及び田島正広氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 常勤監査役秋本実氏は金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役大山亨氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
5. 監査役田島正広氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
6. 当事業年度中の監査役の異動は、次のとおりであります。  
平成29年6月29日付で、和田徹氏が監査役を辞任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

## (3) 取締役及び監査役に対する報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役	4名	67,200千円
監査役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	8,700千円 (8,700千円)
合計	8名	75,900千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 当事業年度中に退任した監査役1名を含んでおります。  
3. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第6回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。  
4. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第6回定時株主総会において年額40,000千円以内と決議しております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

重要な兼職の状況等につきましては13頁に記載の通りであります。

##### ② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はございません。

##### ③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外監査役	秋本 実	当事業年度に開催された取締役会には26回中26回、また、監査役会には14回中14回に出席し、企業統治、特にガバナンス、コンプライアンスの観点から適宜発言を行っております。
社外監査役	大山 亨	当事業年度に開催された取締役会には26回中26回、また、監査役会には14回中14回に出席し、株式上場・経営コンサルティングの専門家の立場から、必要に応じて指摘、意見、その他必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	田島 正広	当事業年度に開催された取締役会には26回中26回、また、監査役会には14回中14回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

##### ④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、これまで3名の社外監査役により経営監視機能の客観性及び中立性が確保されているという考え方に基づき、当事業年度末日において社外取締役を設置していませんでした。しかしながら、当社の事業環境の変化を踏まえ、株主の皆様から一層信頼されるコーポレートガバナンス体制を構築すると同時に、当社の事業実態に即した経営判断の効率性・妥当性を確保し続けていくために、企業経営に関する豊富な経験を有し、十分な独立性を備えた方を招聘する必要があると考え、社外取締役候補者の人選に努めてまいりました。その結果、今般適任者を得ることができましたので、平成30年6月27日開催予定の第17回定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	11,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	11,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、同監査法人は、当社の会計監査人に求められる専門性、独立性および適切性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務であるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、「内部統制基本方針」を定めており、現在その基本方針に基づき内部統制の運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、取締役及び使用人がコンプライアンスに則った企業活動を実践するため、「コンプライアンス規程」を定め、経営理念をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とすることとする。また、社会の変化、事業活動の変化等に応じて当該各規程の見直しと改定を定期的に行い、その実効性を確保する。
- ・当社は目的達成のためコンプライアンス委員会を設け、全社的なコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同委員会を中心に取締役及び使用人の教育を行っていくものとする。
- ・当社は、コンプライアンス上問題のある行為を知った場合に備え、社内及び社外からの当社全体のホットラインとして、経営管理部に内部通報窓口を設け、運営・対応するとともに、社外にも内部通報窓口を設け、問題行為についての情報を迅速に把握し、その対処に努めることとする。
- ・内部監査担当はコンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、代表取締役に報告することとする。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は、「文書管理規程」を定め、情報の保全及び管理策を継続することにより、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行うものとする。また原則として取締役の職務の執行に係る情報は経営管理部において管理するものとする。なお、保存期間は、文書の種類、重要性に応じて、「文書管理規程」等の社内規程に規定された期間とする。
- ・取締役及び監査役は、上記の文書等を何時でも閲覧できるものとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、「リスク管理規程」を定め、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、事業上の様々なリスクを全社及び業務単位で検討し、リスクマネジメントの推進、課題や対策を協議して、的確に管理する

ものとする。また、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。

- ・当社は「個人情報保護管理規程」「情報セキュリティ管理規程」「インサイダー取引等防止に関する規程」等の情報セキュリティポリシーについて適時見直しを行い、情報セキュリティの強化並びに個人情報の保護に努めるものとする。
- ・緊急時における危機管理体制として、代表取締役社長を最高責任者として、危機管理体制、緊急時対応等の全ての危機管理に係る事前準備を行っていくこととする。
- ・突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、「リスク管理規程」に基づき、代表取締役社長を本部長とする緊急時対策本部を設置し、状況を可能な限り迅速かつ詳細に把握した上で緊急時対応方針を決定し、損害の拡大の防止、危機の収束に向けて社内外より必要なノウハウや協力を得て、継続的かつ適切、迅速な措置を実施するものとする。
- ・コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等にかかるリスク、及び新たに生じたリスクに対処するため、規程・ガイドラインの制定と適時な見直しに努めるものとする。また、研修の実施、マニュアルの作成・配布等により、取締役、使用人の啓蒙に努めるものとする。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、法令・定款等に則り、経営の重要事項を決定し、取締役の業務執行を監督するものとする。取締役会は、原則として月1回の定期で開催し、緊急議案発生の場合には速やかに臨時に開催し、迅速かつ機動的な経営判断ができる体制を構築するものとする。
- ・職務執行に関する権限及び責任については「職務分掌規程」、「職務権限規程」その他社内規程において明文化するものとし、各部門長がその分掌業務の執行にあたりそれら社内規程に基づき決裁取得を必要とする事項については、個別に申請のうえ決裁を取得することにより効率的な業務執行を行うこととする。また必要に応じ「組織規程」に基づき経過報告を行い、完了後は完了報告を行うものとする。
- ・当社は、上記の業務執行状況について、内部監査担当による監査を実施し、その状況を把握し、改善を図るものとする。

#### ⑤ 業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、事業や機能ごとに責任を負う取締役又は執行役員を任命することで、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、コンプライアンス委員会並びにリスクマネジメント委員会はこれらを横断的に推進

し、管理するものとする。

- ・内部監査担当による業務監査により、当社の業務全般にわたって、業務の適正を確保するための体制が十分かつ適切に整備、運用されているかを監査し、その適正性を確保するものとする。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役が監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に執行するための体制の確保のために、その職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、適任と認められる使用人を当該使用人として選出し対応するものとし、監査役は必要な事項を直接命令することができるものとする。
- ・上記の使用人の独立性を確保するために、その命令に対して取締役からの指揮命令を受けないこととし、人事異動、人事評価、懲戒処分等については監査役の同意が必要とする。
- ・上記の使用人は、監査役に同行して、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。また、当該使用人の業務が円滑に行われるよう、取締役及びその他の使用人は、監査環境の整備に協力する。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・取締役及び使用人は、監査役に対して、法令及び定款違反事項、業務又は業績に重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス委員会の取り組み状況、並びにリスクマネジメント委員会事務局及び内部通報窓口に対しての通報の状況を適時に報告するものとする。また、監査役は必要に応じ、いつでも取締役及び使用人に報告を求めるものとする。
- ・監査役に対して報告を行った取締役及び使用人に対する不利益な取扱いは、内部通報規程に準じ、これを禁止する。また、コンプライアンス委員会は、役員及び使用人に対する教育、研修等の機会を通じて、使用人が、人事上の不利益な取扱いを懸念して通報や報告等を思いとどまることがないよう、啓蒙に努める。
- ・監査役は、取締役会に出席し、取締役から、業務執行の状況その他重要事項の報告を受ける他、その他重要な会議に出席し、必要に応じて重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に報告及び説明を求めるものとする。
- ・監査役は専門的な判断を必要とする場合には、弁護士等の外部アドバイザー

を任用し、専門的な立場から助言を受けることができるものとする。また、内部監査担当との連携及び会計監査人から監査計画を事前に受領し、監査重点項目等について説明を受け、定期的に意見交換を行うことができるものとする。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
  - ・監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行に關係しないと認められる場合を除き、その費用を負担する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・監査役は、代表取締役及び内部監査担当等と定期的に意見交換を行い、監査の実効性を高める。
  - ・監査役は専門的な判断を必要とする場合には、外部専門家の助言を受けることができるものとする。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - ・当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
  - ・当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリングを実施し、財務報告の適正性の確保に努める。
  - ・当社は、適切な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、「経理規程」等を定めるとともに、財務報告に関わる内部統制の体制整理と有効性向上を図る。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査担当がモニタリングし、改善を進めております。

### ② コンプライアンス

当社は、当社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスにつ

いて社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、内部通報規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めています。

#### ③ リスク管理体制

コンプライアンス委員会において、各部門から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努め、当該管理状況について報告いたしました。

#### ④ 内部監査

内部監査担当が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は設立以来、業績向上のための人的投資や財務基盤を強固にすることが重要であると考え、配当を実施しておりません。また、現在の当社は、配当原資である利益剰余金が累積損失によりマイナスとなっており、会社法の規定上、配当可能な状態にはありません。今後は将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、配当を検討する所存ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等は未定であります。

内部留保資金については、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、市場ニーズに応えるサービス開発、営業体制を強化するために有効投資してまいりたいと考えております。

なお、当社は、取締役会決議により、毎年9月30日、3月31日又は取締役会が定める日を基準日として、会社法第459条第1項の規定による配当を行うことができる旨を定款で定めております。

---

本事業報告の記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率に関しては四捨五入しております。

## 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,055,261	I 流動負債	298,532
現金及び預金	790,603	買掛金	109,180
売掛金	246,899	1年以内返済予定の長期借入金	4,314
貯蔵品	4	1年以内償還予定の社債	50,000
預け金	1,000	リース債務	5,679
未収入金	454	未払金	34,860
立替金	52	未払法人税等	26,192
前渡金	663	未払消費税等	31,044
前払費用	11,446	未払費用	14,858
繰延税金資産	5,583	預り金	8,819
貸倒引当金	△1,447	前受金	13,583
II 固定資産	375,684	II 固定負債	50,614
1. 有形固定資産	8,713	社債	50,000
建物	501	リース債務	614
減価償却累計額	△402		
工具器具備品	19,746		
減価償却累計額	△14,042	負債合計	349,147
リース資産	15,325		
減価償却累計額	△12,415	純資産の部	
2. 無形固定資産	282,032	I 株主資本	1,081,545
ソフトウエア	279,336	1. 資本金	733,078
リース資産	2,696	2. 資本剰余金	676,000
3. 投資その他の資産	84,938	資本準備金	676,000
敷金	13,450	3. 利益剰余金	△327,533
破産更生債権等	3,850	繰越利益剰余金	△327,533
繰延税金資産	71,488	II 新株予約権	2,713
貸倒引当金	△3,850		
III 繰延資産	2,461	純資産合計	1,084,259
社債発行費	2,461	負債・純資産合計	1,433,406
資産合計	1,433,406		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位:千円)

科	目	金	額
売	上	高	1,550,507
売	上 原 價		777,354
売	上 総 利 益		773,153
販	売 費 及 び 一 般 管 理 費		603,521
當	業 利 益		169,631
當	業 外 収 益		
受	取 利 息	1	
雜	収 入	403	405
當	業 外 費 用		
支	払 利 息	587	
社	債 利 息	130	
支	払 手 数 料	643	
株	式 公 開 費 用	12,108	
社	債 発 行 費 償 却	1,363	14,834
経	常 利 益		155,202
特	別 損 失		
固	定 資 産 除 却 損	188	
リ	一 ス 解 約 損	72	261
税	引 前 当 期 純 利 益		154,941
法	人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	25,265	
法	人 税 等 調 整 額	38,654	63,919
当	期 純 利 益		91,021

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	382,701	338,845	338,845
当期変動額			
新株の発行	121,716	121,716	121,716
新株予約権の行使	228,660	215,438	215,438
当期純利益			
株主資本以外の事業年度中の変動額(純額)			
当期変動額合計	350,376	337,154	337,154
当期末残高	733,078	676,000	676,000

	株主資本				株主資本合計	
	利益準備金	利益剰余金		自己株式		
		その他利益剰余金	繰越利益剰余金			
当期首残高	—	△418,555	△418,555	—	302,992	
当期変動額						
新株の発行					243,432	
新株予約権の行使					444,099	
当期純利益		91,021	91,021		91,021	
株主資本以外の事業年度中の変動額(純額)						
当期変動額合計	—	91,021	91,021	—	778,552	
当期末残高	—	△327,533	△327,533	—	1,081,545	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	15,936	318,928
当期変動額		
新株の発行		243,432
新株予約権の行使		444,099
当期純利益		91,021
株主資本以外の事業年度中の変動額(純額)	△13,222	△13,222
当期変動額合計	△13,222	765,330
当期末残高	2,713	1,084,259

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物 : 6年

工具器具備品 : 4～5年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（最長5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### ④ 長期前払費用

均等償却を採用しております。

#### (2) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (3) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### ① 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

##### ② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

#### (4) 会計方針の変更

該当事項はありません。

## 2. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末
普通株式	15,198株	2,287,702株	—	2,302,900株

(変動事由の概要)

株式分割（1：100）による増加 1,504,602株

新株予約権（ストック・オプション）の権利行使による増加 643,100株

公募による新株発行による増加 140,000株

### (2) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 249,500株

## 3. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

未払事業税	3,288千円
一括償却資産	182千円
貸倒引当金超過額	1,622千円
繰越欠損金	87,307千円
その他	503千円
繰延税金資産小計	92,904千円
評価性引当額	△15,832千円
繰延税金資産合計	77,072千円

## 4. 金融商品に関する注記

### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、自己資金からの充当及び銀行等金融機関からの借入れ及び社債の発行による方針であります。一時的な余資の運用については、安全性の高い短期の金融資産に限定して運用を行う方針であります。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社は、与信管理

規程に従って取引を行うとともに、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、回収遅延債権について個別に把握及び対応を行う体制とすることにより、当該リスクを管理しております。

敷金は主に本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、当社は、定期的に差入先の状況等の確認を行うことにより、当該リスクを管理しております。

営業債務である買掛金、未払金はそのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であり、また、預り金についてもほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で3年であります。これらは流動性リスクに晒されておりますが、当社は、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。

### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性が乏しいと判断したものについては記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	790, 603	790, 603	—
(2) 売掛金	246, 899		
貸倒引当金 <sup>(※)</sup>	△1, 447		
	245, 451	245, 451	—
(3) 敷金	13, 450	12, 272	△1, 177
資産計	1, 049, 505	1, 048, 327	△1, 177
(1) 買掛金	109, 180	109, 180	—
(2) 未払金	34, 860	34, 860	—
(3) 未払法人税等	26, 192	26, 192	—
(4) 未払消費税等	31, 044	31, 044	—
(5) 預り金	8, 819	8, 819	—
(6) 社債 (1年内償還予定を含む)	100, 000	100, 000	—
(7) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	4, 314	4, 314	—
(8) リース債務 (1年内返済予定を含む)	6, 294	6, 255	△39
負債計	320, 705	320, 666	△39

(※) 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

### 資産

(1) 現金及び預金、及び(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

敷金の時価は、償還予定期間及び償還予定金額を見積もり、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

## 負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等、及び(5) 預り金  
これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債(1年内償還予定の社債を含む)

社債は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) リース債務(1年内返済予定のリース債務を含む)

リース債務の時価は、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 5. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権などの被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高
役員	吉田 直人	当社代表取締役社長	被所有 直接27.8% 間接9.2%	債務被保証	当社銀行借入に対する保証協会による保証に対する債務被保証 (注) 2	4,314	—	—
					新株予約権(ストック・オプション)の行使 (注) 3	158,120	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	(株)五六 (注) 1	資産管理	被所有 直接9.2%	役員の兼任	新株予約権(ストック・オプション)の行使 (注) 3	159,527	—	—
役員	小川 誠	当社専務取締役	被所有 直接1.0%	—	新株予約権(ストック・オプション)の行使 (注) 3	40,200	—	—
役員	中井 陽子	当社取締役	被所有 直接1.4%	—	新株予約権(ストック・オプション)の行使 (注) 3	28,475	—	—
役員	一條 武久	当社取締役	被所有 直接0.4%	—	新株予約権(ストック・オプション)の行使 (注) 3	17,755	—	—
役員	大山 亨	当社監査役	被所有 直接0.5%	—	新株予約権(ストック・オプション)の行使 (注) 3	5,360	—	—

- (注) 1. 株式会社五六は、当社代表取締役社長吉田直人が議決権の100%を保有している資産管理会社であります。
2. 当社銀行借入に対する信用保証協会による保証に対して、債務保証を受けております。なお、保証料の支払及び担保提供は行っておりません。
3. 新株予約権(ストック・オプション)の行使は、平成18年3月30日開催の臨時株主総会決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度

における権利行使を記載しております。なお、取引金額は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 469円64銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 47円24銭  |

(注) 当社は、平成29年8月29日付で普通株式1株に対し普通株式100株の割合で株式分割を行いました。1株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しております。

## 7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

株式会社イオレ  
取締役会 御中

#### 東陽監査法人

指定社員 公認会計士 中塩 信一 (印)

業務執行社員

指定社員 公認会計士 北山 千里 (印)

業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イオレの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下の通り報告致します。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人東陽監査法人（以下「会計監査人」という。）からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月25日

株式会社 イオレ 監査役会  
常勤監査役 秋本 実 印  
監査役 大山 亨 印  
監査役 田島 正広 印

（注）常勤監査役秋本実及び監査役大山亨及び田島正広は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 議案 取締役5名選任の件

取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	よし だ なお ひと 吉 田 直 人 (昭和38年9月6日生)	昭和62年4月 株ハーベストン入社 平成元年6月 株ホワイトT&R 代表取締役 平成3年1月 株シオンコーポレーション 代表取締役 平成3年9月 グラムス株設立 代表取締役 平成10年7月 アクア株設立 代表取締役 平成12年3月 サイバービズ株設立 (現株ザッパラス) 代表取締役 平成13年4月 当社設立 代表取締役 社長就任 (現任) 平成26年3月 株五六設立 代表取締役 (現任)	640,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	お がわ まこと 小 川 誠 (昭和50年5月30日生)	平成10年5月 (有)エーブランチ (株)アルファー・ブランチ 設立 代表取締役 平成17年9月 (株)ラフデッサン設立 代表取締役 平成22年1月 当社顧問 平成22年3月 当社らくらく連絡網事業部営業部長 平成22年6月 当社取締役就任 平成28年6月 当社専務取締役事業統括部管掌兼メディア営業部管掌就任 (現任)	23,300株
3	いち じょう たけ ひさ 一 條 武 久 (昭和41年6月20日生)	平成3年4月 日本電信電話(株)入社 平成13年1月 (株)ケイ・ラボラトリー入社 平成17年1月 (株)SWING入社 平成18年10月 (株)IMJモバイル入社 平成25年3月 当社入社 平成25年7月 当社執行役員技術開発部長 平成28年6月 当社取締役第1技術開発部管掌兼第2技術開発部管掌就任 (現任)	8,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	中井陽子 (昭和43年7月20日生)	<p>平成3年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン入社</p> <p>平成8年7月 経済協力開発機構 コンサルタント</p> <p>平成12年8月 (株)イーピクチャーズ設立 代表取締役</p> <p>平成18年12月 (株)IMJモバイル 取締役</p> <p>平成19年12月 (株)イグジスト・インターラクティブ 取締役</p> <p>平成20年6月 (株)サイバード・インベストメント・パートナーズ 取締役</p> <p>平成20年7月 (株)サイバードホールディングス (現(株)サイバード) 執行役員、(株)サイバード 取締役、(株)JIMOS 取締役</p> <p>平成20年10月 (株)サイバードホールディングス 取締役</p> <p>平成28年9月 (株)リフト設立 代表取締役 (現任)</p> <p>平成29年2月 当社取締役経営管理部管掌就任 (現任)</p>	31,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	※ とみ づか すぐる 優 (昭和40年8月20日生)	<p>昭和63年4月 株リクルート（現株リクルートホールディングス）入社</p> <p>平成20年4月 株リクルート（現株リクルートホールディングス）執行役員</p> <p>平成21年4月 株ゆこゆこ 代表取締役 株ワールドメディアエージェンシー 代表取締役</p> <p>平成24年10月 株リクルートホールディングス 執行役員</p> <p>株リクルートライフスタイル 代表取締役</p> <p>平成25年4月 株リクルートマーケティングパートナーズ 代表取締役</p> <p>平成28年4月 株リクルートアドミニステレーション（現株リクルート 注6） 代表取締役</p> <p>株リクルートオフィスサポート 代表取締役</p> <p>平成30年4月 株Tommy設立 代表取締役（現任）</p>	—

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 富塚優氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
4. 社外取締役候補者とした理由について
- 富塚優氏は、長年にわたり、リクルートグループにおいて代表取締役などを務めており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与いただくため、社外取締役

候補者といたしました。

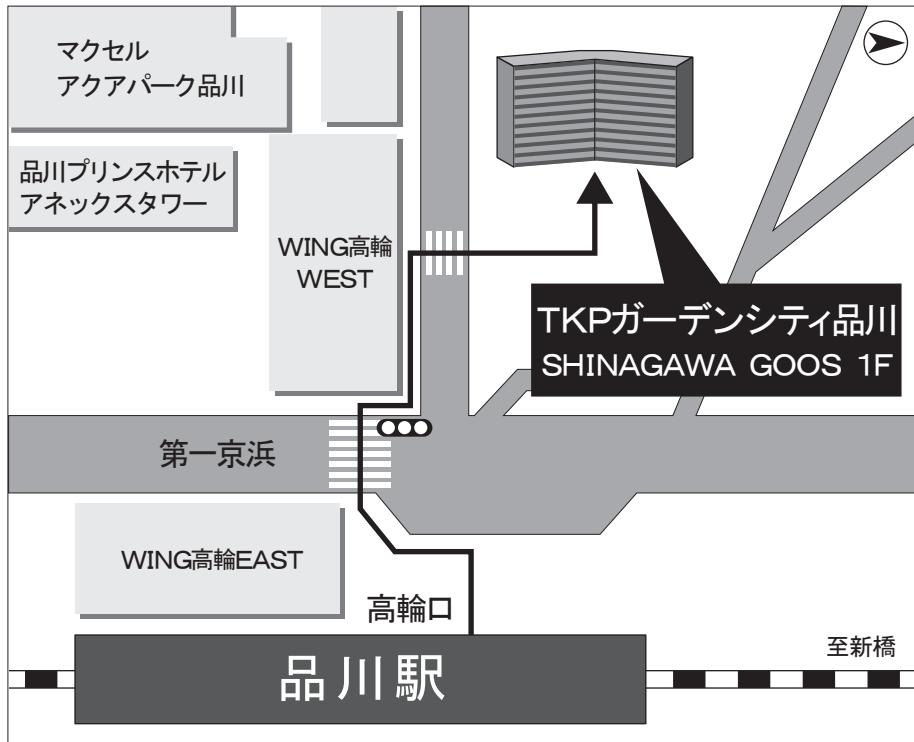
5. 富塚優氏の選任が承認された場合は、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。
6. 僱リクルートホールディングスからメディア&ソリューション事業を継承した際に社名変更した会社であります。
7. 上記取締役候補者の有する当社の株式数は、平成30年3月31日現在のものであります。

以 上

## 〈メモ欄〉

# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区高輪三丁目13番3号  
SHINAGAWA GOOS 1階  
TKPガーデンシティ品川 アネモネ  
TEL 03-5449-7300



最寄駅 京急線品川駅高輪口 徒歩1分  
JR品川駅中央改札口(高輪口) 徒歩1分